

・市政について

- 議長（尾島 勝君）次に、質問第16号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

- 4番（古市 順子君）通告いたしました4点について質問をいたします。

まず、子ども・子育て支援新制度について質問します。この制度は、民主党政権下で議論されましたが、保育所をどう充実させるかという視点ではなく、経済対策の一環としてスタートしました。規制緩和を通じて新たな産業分野の形成を進める対策を目指し、1つの分野として保育所、幼稚園が入りました。現行制度ではまず施設を認可しますが、新制度では子供を認定します。この点が新制度の根本であり、こうすることで公費負担の継続と自由に儲けるという2つの要求を実現させたわけです。

新制度は、議論の過程で各方面から批判が出され、各地で反対運動が繰り広げられました。子ども・子育て支援法など関連3法は修正され、2012年8月に成立しました。しかし、問題点が解消されたとは言えず、多くの事項が制度施行までに定められる政令等に委ねられています。そこで、新制度の問題点と解決の課題5点について、現時点での市の見解を伺います。

1点目として、市町村の責任について伺います。修正児童福祉法24条1項では、保育所、保育における市町村の実施義務を定めながら、同2項では、その他認定こども園や小規模保育などの施設における保育については、環境を整える責任があるとされているだけです。保育を必要とする全ての子供に、市町村が責任を持って保育が提供されることが必要です。

2点目として、支給認定による保育時間の設定と保育と幼児教育の区分について伺います。新制度では、市町村が必要性の認定基準を条例で定め、必要量を認定することになっています。認定は保護者の就労が基本とされるために、子供にとって必要な保育が受けられなくなるおそれがあります。

また、新制度では、子供を年齢で3歳児以上と2歳児以下に分け、幼児教育と保育も明確に分けています。全ての3歳以上児には1日4時間の幼児教育が保障され、それを超える時間は全て保育となります。3歳未満児は全て保育です。先ほど申し上げた市町村の保育所実施義務は残されましたので、当面その位置づけは大きく変わりませんが、保育所における幼児教育はどのように扱われるのでしょうか。将来的には、保育所の存在が大きく揺らぐことが考えられます。

3点目として、保育施設、事業の多元化による保育基準、条件の格差について伺います。新制度では、多様な施設、事業が公費支出の対象になります。保育所、幼稚園、認定こども園のほかに地域型保育事業が併存します。それぞれ、都道府県や市町村が国の基準に基づき、認定、認可の基準を条例で定めることになっています。幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業は、参酌基準でよいこととなっています。地域型保育事業は市町村で認可基準を条例で定めますが、現行保育所基準を維持するよう設定することが必要です。

また、認定こども園、地域型保育事業の保育料は、国の目安を参考にしつつ、施設ごとに決めます。いい保育を受けさせようとする保育料が高い、安ければ環境や内容が余り期待できないということになります。保護者の収入で、子供の受ける保育に格差が生じます。

4点目として、保護者の保育料負担について伺います。新制度実施に伴い、保育料も市町村が国の基準を参考に設定をすることとなっています。上田市では、平成23年度から国の基準に対して約30%の軽減を行っ

ていますが、時間外保育等も含め、保護者の負担がふえないよう保育料を設定していくべきだと考えます。

5点目として、保育所施設整備費補助金の廃止について伺います。施設整備のための国庫補助金の支給対象から保育所が除外されています。保育施設の整備は各施設に任されることとなり、改築、修繕などが難しくなり、子供の保育環境が悪化することになります。

さて、この制度は2015年4月が本格実施です。上田市では、この対応として、昨年12月に上田市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業計画策定を進めています。事業計画を実効性のあるものにするために、子供の保護者、子育て支援にかかわる当事者の意見を聞くことが大切です。子育て会議のメンバーにも入っておられるようですけれども、広く多くの市民の声を反映させるために、パブリックコメントの実施、保護者、保育者等への説明会、懇談会等を実施するべきと思いますが、見解を伺います。

2015年4月から本格実施となりますと、ことし秋には全ての準備を整えなければ4月入所に間に合いません。そのため、国ではことし3月末までに基準等を示し、地方自治体においては6月議会での条例化を求めています。市町村では、以下のことを決め、条例で定めなくてはなりません。1、ニーズ調査票の作成と調査、2、子ども・子育て支援事業計画、3、保育の必要性の認定基準、4、地域型保育事業の認可基準、5、地域子ども・子育て支援事業の基準、6、学童保育の基準、7、保育料の保護者負担額となっています。

条例制定も大変な仕事ですが、秋から入所受け付けが始まりますので、保護者に対して不安がないように十分な周知をする必要があります。綿密な年間スケジュールを立てて進めないと、混乱を引き起こしかねません。大きな制度改定となりますので、上田市全体の課題として、人材確保を含め取り組んでいただきたいと思います。準備状況をお伺いして、第1問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）子ども・子育て支援新制度について幾つかのご質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず1点目は、新しい制度になっても今までどおり市の責任が果たせるのかどうかというご質問です。平成27年4月からの実施が予定されている子ども・子育て支援新制度につきましては、出産前から小学校入学後まで切れ目なく子供と子育て家庭を社会全体で支援する新たな仕組みとされており、特に幼児期の学校教育や保育、そして地域の子育て支援を総合的に推進することを大きな目的とするものです。

新制度では、市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき、市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に基づき、保育を初めとする子育て支援の各種事業を実施していくこととしております。保育の実施につきましても、市町村が必要量を見込み、供給体制の確保についてこの事業計画に必ず記載することが求められていることや、保育の必要性の認定を行った上で、施設の利用についても市町村が調整を図り、あっせんすることとなっていることなどから、これまでと同様に市町村の責任は重いものであると認識しております。

2点目の保育時間に上限が設定されるけれども、十分な保育が受けられるのか、また幼稚園はどうかというご質問です。現在までの国の検討状況では、保育の必要量について、その時間枠の区分を保育標準時間と保育短時間という、この2つの認定に分けることとなっております。保育標準時間というのは、両親ともにフルタイムで就労しているとか、またそれに近い場合を想定したものでありまして、この時間の場合は1日

11時間、保育短時間は主にパートタイムの就労を想定したもので、この場合は1日8時間を限度として利用できることとしております。

上田市の場合、現在は通常保育を8時間としておりまして、それを超える場合は特別保育の延長保育としておりますけれども、新制度において仮に保育短時間と認定された場合であっても、8時間は通常保育としての利用が可能となることから、市の保育園においては、当初は、保育時間の異なる子供が混在して、一体的な活動が制限されて細切れになってしまうのではないかとか、それから保育士の勤務体系が複雑になるといったことが懸念されておりましたけれども、そのような事態は避けられるのではないかと考えております。なお、幼稚園につきましては、教育標準時間という言い方をいたしますが、こちらも現行と同じ4時間を限度として認定される予定となっております。

3点目は、保育施設以外に多様な施設が給付の対象になるけれども、格差が生じないかというご質問です。新制度では、施設型給付という形で、保育園のほかに幼稚園の一部や認定こども園も共通して国からの給付金の対象とされることとなります。また、同様に、定員19名までの小規模保育事業ですとか事業所内保育事業なども地域型保育給付という国からの給付金の対象となります。それぞれにつきましては、都道府県や市町村が国の基準に基づきまして認定または認可の基準を条例で定めることになってはいますが、国においてこれらの基準の検討が現在続いている状況でございます。したがって、現段階では市としての明確な方針は示すことはできませんけれども、新制度に移行した場合も各施設における現在の保育水準やサービス給付などは維持していかなければならないものと認識しております。

4点目は、保育料についてのご質問です。保育料につきましては、利用者負担という言い方もできますけれども、この保育料につきましては、従来と同様、応能負担の原則によることとされておりまして、世帯の所得の状況に応じて定められることとなっております。現行の保育園や幼稚園の利用者負担の水準をもとに、国において具体的な水準の検討が続いております。現行制度でも、上田市を含む大多数の市町村が国の基準に対して独自に軽減を図り、保育料表の設定を行っておりますが、新制度における最終的な保育料は、国が定める水準を限度といたしまして、実施主体である市町村が定める必要があります。ほかのサービス同様に、少なくとも現在の水準を維持していかなければならないものと認識しております。

5点目は、保育所の施設整備費補助金についてのご質問です。公立保育園の施設整備費につきましては、平成18年度から既に一般財源化されておりまして、新制度においても同様となっておりますが、私立の保育園につきましては、現在安心こども基金を財源とした補助制度がございます。新制度においては、保育園、幼稚園、認定こども園に共通した施設型給付制度が創設され、この給付を受ける施設については、原則的に減価償却費という考え方を採用して、施設整備費用の一定割合に相当する額を給付金に組み込んで、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援するものとされておりまして、いずれにしても、保育料などと同様に、施設整備費の詳細につきましても平成26年度の前半に国から方針が示されるものと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのパブリックコメントなど、市民の意見を反映させる取り組みについてのご質問です。子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、計画に関係者の意見を反映させるため、保護者や子育て支援にかかわる当事者の意見を聞くことが子ども・子育て支援法で定められております。市では、昨年新たに上田市子ども・子育て会議を設置しまして、先月までに2回の会議を開催してまいりました。この会議の委員には、保護者や保育園、幼稚園の関係者を初めといたしまして、事業主

や労働者の代表、また小規模な保育施設や子育て支援事業の関係者、また学識経験者など、子供や子育て支援に関係する幅広い分野から20人の委員を委嘱いたしまして、それぞれの立場からのご意見をいただけるようにしたところです。

事業計画の策定に当たりましては、この会議の委員だけでなく、多くの市民の皆さんの声を計画の内容に反映させていくことは重要と考えております。これまで、まずは新制度のことを知っていただくように、国が作成したパンフレットの配布ですとかホームページ上での周知を行うとともに、出前講座の開催によりまして上田市の保育の状況や新制度の概要の説明を行い、参加者の皆さんからのご意見をお聞きしてまいりました。今後も、予定している保護者会での説明を初めといたしまして、パブリックコメントの実施も含めてさまざまな機会を捉えて周知や説明を行い、よりよい事業計画の策定と新制度へのスムーズな移行ができるように努めてまいります。

また、保護者への周知についてのご質問もありましたが、新制度移行まで1年余りとなった現在でも詳細が決まらない部分もありまして、新制度に関する広報、周知が十分とは言えない状況も一面にあります。制度移行については全国共通であることから、まずは国において新聞やテレビなどあらゆる媒体を活用した広報がなされるべきと考えております。市といたしましても、既に保育園の保護者や事業関係者などに向けた広報を始めておりますが、今後も移行に向けた準備作業の進捗管理を行いまして、その中で各種の広報や説明会を通して、関係者の皆さんが制度移行に当たっての不安がないように取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、次の質問をいたします。保育料の軽減について質問をいたします。日本共産党上田市議団では、昨年12月からことし1月にかけて、全戸に上田市民アンケートを配布して、皆さんに回答をお願いいたしました。さまざまなご意見、ご要望が寄せられましたが、その中に、4人目の子の保育料が軽減されず、生活が苦しいという方がいらっしゃいました。

事情をお聞きいたしますと、第1子が高校生とのことです。市の条例では、3人目以降の保育料について、第1子が小中学生の場合、2分の1とすることになっています。4人お子さんがいればこういったケースもあるわけですし、また年が離れて子宝に恵まれれば考えられることです。余り多くはないだろうと予想をいたしますが、現状こういった例は何件くらいあり、3人目以降のお子さんの保育料を2分の1に軽減した場合、市の収入減はどのくらいになるか伺います。第2問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）多子世帯への経済的な支援策として実施しております第3子以降の保育料の軽減につきましては、平成21年に市独自に第1子の対象年齢をそれまでの小学生から中学生まで拡大し、保育料を2分の1、50%軽減した経過がございます。現在、第1子が中学生以下で、この第3子軽減の対象となる在園児数は約600人で、軽減額は年間約5,700万円であります。

議員ご質問の第1子が高校生以上であるために軽減の対象外となっている園児ですが、直近のデータでは

15人であります。軽減対象とした場合の軽減額は、年間約190万円となります。

以上です。

- 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

- 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

第3子以降で保育料が軽減されないケース、高校生以上ということですが、第1子が、15人で190万円の収入減ということでした。予想をしていたとおり、そんなに多くの人数ではないと思います。

しかし、当事者の皆さんにとっては切実な問題であるわけです。第3子以降の保育料軽減の目的は、言うまでもなく多子世帯の支援です。このような例があるということは、事業の目的が果たされていないということであり、早急な改善が必要です。第3子以降の保育料の軽減については、第1子の年齢制限はなくすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、同時入園でなくても第2子の保育料の軽減を検討できないか伺います。この件につきましては、私は2012年12月議会でも質問をいたしました。第1子が小中学生で、第2子が保育園の場合、保育料の10%軽減を行った場合の試算は、対象者は約1,200人、園児全体の約30%、収入が減る金額は約3,300万円とのことでした。

また、今後市において子ども・子育て支援事業計画を策定する過程で、さらなる保育料の軽減が可能かどうか検討をしたいというご答弁でした。これから新たに保育料の設定をされていきますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。見解を伺って、3問といたします。

- 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

- こども未来部長（田口 悦子君）先に同時入園でない場合のほうのお答えをさせていただきます。

同時入園ではないけれども、第2子以降の保育料軽減を検討すべきというご質問です。同一世帯で同時に入園されている場合の保育料につきましては、国基準では2人目のお子さんの保育料を50%軽減としているところですが、市独自に60%軽減とし、3人目以降のお子さんの保育料は無料となっております。

ご提案いただきました同時入園でない場合の第2子以降の保育料の軽減につきましては、過去にも検討した経過がございますが、市独自の対策を実施しておりまして、これまでも市独自の対策を実施しておりますので、さらなる保育料の軽減策につきましては、財政負担も大きくなることから、慎重な対応が必要であると考えております。先ほど第1子の高校生以上への対象拡大も含めまして、多子世帯への保育料の負担軽減につきましては、子ども・子育て支援制度の国の方針を注視しながら課題としてまいります。

以上です。

- 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

- 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

第2子の同時入園でない場合の軽減につきましては、これは政策としてやはり市長の判断が必要になってくるのだと思います。来月は市長選挙もありますので、この件についても政策議論、期待をいたします。

次に、福祉医療費給付制度について質問をいたします。この制度は、ご存じのとおり、障害者や子供が病

気やけがなどで受診したときの医療費の自己負担分を県と市町村が補助する制度です。長野県では、子供は通院が小学校就学前まで、入院は小学校3年生までを対象としており、県と市町村が半額ずつ負担をしています。多くの市町村で県が定める対象者の枠を広げて助成を行っていて、市町村によって対象者が大きく異なっています。2013年4月1日現在、入院、通院ともに18歳到達後の3月まで対象としている町村が35、18歳到達月までが1つとなっています。19市の状況につきましては、長野市が入院、通院とも小学校6年生まで、伊那市が入院は中学卒、通院は小学校6年生まで、あとの17市は、入院、通院とも中学卒業までとなっております。このうち、7市が入院時の食事助成も行っております。

本来、この制度は国が実施すべきものであり、市町村によって対象者が異なるということはおかしなことです。県も対象者を広げることが求められておりますが、現実問題として上田市としての対応を考えていく必要があります。18歳までの無料化を実施した場合はどのくらいの市の負担となるのか、また実施の検討の考えはないかお伺いをいたします。

現在の長野県の制度は、医療機関の窓口で一旦自己負担分を全額支払い、二、三カ月後に医療機関や薬局ごとに500円の負担金を差し引かれて償還払いされております。どうせ後で戻るのであれば、窓口で医療費を払わなくてもよい制度にしてほしい、そういう声が多くあります。よく病気をする小さな子供さんを抱える若い世代や継続的に治療が必要な障害者の皆さんにとっては、毎月の負担は大変です。経済的負担が大きく、受診を控えたがために症状が重症化する例もあります。

全国では、2013年4月現在、子供の医療費では37都府県、障害者では30都道府県が窓口で自己負担全額を負担しなくてもよい現物給付方式を実施しております。対象者や所得制限、自己負担額などに違いはありますが、全国ではこちらが主流となっています。お隣の群馬県では、県の制度として、中学校卒業までの通院、入院費が窓口無料で、全くお金がかかりません。長野県でも窓口無料化を求める運動は粘り強く行われておりますが、阿部知事は消極的な姿勢です。

長野県が拒む第1の理由に、市町村が窓口無料を採用すると、ペナルティーとして国からの補助金が減らされるということを挙げています。しかし、財政が厳しいのは長野県だけではありません。県が窓口無料制度を採用しない最大の壁は、県民の命を優先する施策を実行していく確固たる姿勢が希薄であることです。国による不当な制裁措置をやめさせ、国の制度として医療費無料化を確立するためにも、より多くの都道府県で窓口無料化を実施していくことが求められています。市として、他市町村とも連携して県に働きかけをすべきと考えますが、見解をお伺いして、4問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）私のほうからは、子供医療費給付事業の対象者の拡大について申し上げます。

子供医療費の給付事業につきましては、住民ニーズも高く、安心して子育てをすることができる環境整備として大変重要な事業と認識しており、この間、順次給付対象年齢の引き上げを行いまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきたところでございます。平成24年4月からは、より一層の支援策として、通院費の給付対象をそれまでの小学3年から中学3年までに引き上げ、入院費、通院費ともに義務教育終了までの給付を実施してまいりました。

この事業については、議員も触れていただきましたが、県から2分の1の補助があります。その対象は、通院費は就学前まで、入院費については小学3年まででありまして、それ以上は市の単独事業として実施していることから、厳しい財政事情が続く中、継続的な財政的負担が課題となっています。

ご質問の高校生に相当する18歳まで給付を拡大した場合の経費についてですが、現在の中学生への給付実績額等に基づきまして、対象者数を4,800人くらいと仮定し、試算した場合の給付費は、入院費と通院費を合わせて年間約4,800万円に、そこにさらにレセプト処理等の事務費を含めると、年間で約5,000万円を超える額が新たに必要と試算しております。市の単独事業での実施となりますので、全額一般財源での負担となります。限られた財源の中で、現在の給付制度を今後も継続して安定的に実施していくための財源確保等がまずは優先して取り組むべき課題であると考えていますので、18歳までの給付年齢の引き上げについては現時点では考えておりません。

また、子供医療費給付事業は、本来は国において制度化すべき事業を、市町村が強い住民ニーズに応え、独自事業で実施していることから、国による制度化や財政支援、また県による補助対象年齢の拡大等については、今後も引き続き市長会等を通じて要望してまいります。なお、低所得世帯やひとり親世帯などの高校生相当の年齢者に対しましては、一定の所得制限等の条件のもとで、生活保護制度や福祉医療費給付事業により医療費の公費負担を既に実施しておるところでございます。

私からは以上です。

○ 議長（尾島 勝君）清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 敏昭君登壇〕

○ 健康福祉部長（清水 敏昭君）福祉医療費給付制度について、医療費の窓口無料化についてのご質問でございます。

現在、長野県におきましては、医療機関を受診した際に受給者証を提示していただくことによりまして、窓口で一旦お支払いをしていただいた自己負担分の医療費から受給者負担金の500円等を控除後、自動的に本人に給付されるという償還払いの自動給付方式を県下統一の給付方式として採用いたし、給付の利便性を図っておるところでございます。この方法は、県及び市町村が共同設置をいたしました長野県福祉医療費給付事業検討会におきまして、医療関係者及び学識経験者等の意見を総合的に検討した結果、医療費の増加状況、福祉医療の財源確保及び負担の公平性などを見据えまして、持続可能な制度を目指して平成15年7月から導入されております。

長野県が窓口無料化を選択していない理由といたしまして、国において窓口無料化による医療費の波及増が想定されるという趣旨から、国民健康保険法及び政令で窓口無料化を実施している市町村に対しまして、先ほどご紹介がございましたように、国民健康保険の国庫負担金が減額されるという事実上のペナルティーが課せられることがございまして、受給者の利便性向上につながるというものの、そのためのコストの大きさについて県民全体の理解が得られにくいことが理由とされております。

福祉医療費の給付方法につきましては、医療機関の窓口における混乱を防ぐため、また福祉医療システムによるレセプト情報等の統一的な管理、運用の必要性から、単独市町村での窓口無料化の実施は困難でありまして、これを実施する場合は県下統一での実施が必要と考えておりまして、長野県、市長会、町村会及び市町村それぞれの代表者によります長野県福祉医療費給付事業事務研究会、これを開催する中で、現物給付

のメリット・デメリットの考察として研究を続けております。上田市といたしましては、総合的な福祉の向上を図ることを目的とした福祉医療制度の趣旨に基づき、将来にわたり持続可能な制度となるよう、また社会全体で制度を支え合うという視点を踏まえまして、最良と思われる方法につきまして、引き続き長野県、他市町村、その他関係機関とともに議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。福祉医療費については、研究を続けていくということですので、利用者の声をぜひ聞いていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問をいたします。最後に、公園の整備、管理について質問いたします。上田市のホームページによりますと、市内の都市計画地域には都市公園、児童遊園地などが大小合わせて240カ所あると載っております。ホームページには都市公園55カ所のみ掲載をされておりますけれども、真田、武石地域にも公園はありますので、本来ならば同等の扱いをするべきと考えます。

公園の管理につきましては、旧上田市と旧丸子町は公園緑地課で、真田、武石地域は各自治センターで管理をしております。公園についても、市民の皆さんのご要望はさまざまだと思いますけれども、先ほど申し上げました私どもの市民アンケートには、各地区に児童公園を整備してほしい、大きな公園よりも子供がすぐ行ける身近な公園は子供の運動にもつながる、そういう声が寄せられました。大小各種公園の整備、管理は、上田市全体の課題として、構想を持って計画的に行うべきと考えますが、実情を踏まえ、どう考えているかお伺いをいたします。

真田地域には、面積11万675平方メートルという大きな真田傍陽ふるさと公園があります。この公園は、特定地区公園で、都市と農村の交流を目的に昭和63年から整備され、平成7年に一部供用が開始されたとお聞きをしております。現状は、アクセス道路が悪いことやマレットゴルフ場は勾配が急でプレーしづらい等の声があり、余り活用されていないようです。私も久しぶりに行って見ましたが、案内板も見当たらずに、駐車場もわからずに帰ってきてしまいました。せっかく整備され、管理されている公園ですので、有効活用を考えていく必要があると思っております。また、再整備に当たっては、公園緑地課もかわり、検討すべきと考えます。見解を伺って、私の質問を終わります。

○ 議長（尾島 勝君）清水都市建設部長。

〔都市建設部長 清水 治彦君登壇〕

○ 都市建設部長（清水 治彦君）今後の公園整備、管理の考え方についてご質問いただきました。

現在上田市が所管する公園は、上田城跡公園を含む都市公園が55カ所、児童遊園地が248カ所、農村公園が16カ所、そのほかに真田の御屋敷公園、武石の武石公園など6カ所、合計325カ所ありまして、多くの市民の皆さんにご利用いただいております。

新たな公園の整備に当たっては、市内の公園の全体的な配置バランスや住民1人当たりの公園面積、また地域の要望などを踏まえまして、市の実施計画に位置づけて、国の交付金事業に該当可能かどうかを含めて公園整備を検討するものであります。近年では、都市公園の信州国際音楽村公園、神畑公園など、国の交付金事業を活用して整備したところであります。都市公園以外の児童遊園地などの身近な公園整備につつまし



ては、一般的には国の交付金事業がなく、一般財源での対応とならざるを得ない状況でありまして、地域要望の際には、地域の皆様と用地の確保を含めた整備内容やコミュニティ助成事業等を活用した市民協働による整備などを協議しまして、実施を検討しております。

また、近年、少子高齢化、人口減少社会の進展等、社会情勢が急激に変化している状況下において、今後の公園の整備につきましては、限られた財源の中、既存公園の有効活用を進めていく必要もあると考えております。現在、市では、平成26年度までに市内39カ所の都市公園において遊具やあずまや等の公園施設の健全度を調査し、長寿命化に向けた対策を定める公園施設長寿命化計画の策定を進めております。この計画に基づき、平成27年度から国の交付金事業を活用しながら、老朽化した遊具、あずまやなどの公園施設の改築、更新を計画的に実施し、安全安心で魅力ある既存の都市公園の再整備を進める計画であります。

公園の管理につきましては、合併協議に基づいて各地域自治センターで対応しておりまして、真田、武石地域の公園、児童遊園地の管理につきましても、それぞれの地域自治センターの担当で管理を実施してきております。このうち、比較的小規模で地域に密着した都市公園、児童遊園地については、地元自治会の皆様に日常的な管理をしていただいております。今後も、公園の市民要望などの立ち会いや迅速な処理を行うには、基本的には地域密着である地域自治センターが公園の管理を行うことがよいと考えております。

また、遊具の日常点検、修繕につきましては、平成23年9月議会において古市議員から全市一体とした公園の管理についての質問を受けまして、公園緑地課が主体となり、遊具を管理している関係課を対象に、点検内容など適切な維持管理方法について統一を図ったところであります。これによりまして、各担当部署において市職員や専門業者による遊具の安全点検を定期的に実施し、安全安心な憩いの場の提供に努めておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）高橋真田地域自治センター長。

〔真田地域自治センター長 高橋 義幸君登壇〕

○ 真田地域自治センター長（高橋 義幸君）傍陽ふるさと公園の有効活用につきまして、私のほうからお答えを申し上げます。

傍陽ふるさと公園は、国の補助採択を受けまして、先ほど議員からのお話もございましたように、特定地区公園として平成10年度に整備完了したものでございます。この公園は、展望広場、遊具広場、マレットゴルフ場、芝生広場、4つのエリアに区分されており、また大型の滑り台、コンビネーション遊具など、また先ほどお話のございました18ホールを備えたマレットゴルフ場、またキャンプ、バーベキューもできる広場となっております。この公園は、一般の公園と同じく園内を広く開放しているため、入場者数等の詳細なデータはございませんが、これまで地元自治会、子供会、子育てサークルのお母さん方、そして小学校の遠足の目的地としてご利用をいただいている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、この公園は山の中腹部にございまして、地元萩自治会からふるさと公園に続く市道がございまして、幅員が狭く、一部勾配がきつい箇所がございます。公園へのアクセスについては課題もありますことから、今後部分的な整備につきまして研究をしてみたいと思っております。

また、今にも増して多くの地元の皆さんにご利用いただくこと、また真田の地域を訪れる観光客の皆さんにもご利用いただけますように、新たな活用が課題であるというふうに認識をしております。市といたしま

しては、今年度、傍陽エリアを歩いて回る周遊マップの作成を現在進めておりまして、その周遊コースの中でふるさと公園を広くPRをしてまいりたいと考えております。また、自然体験学習の場としてご利用いただけますように、真田地域にごじますNPO法人等のご協力をいただくなど、公園を都市、農村交流の場として活用を図ってまいりたいと考えております。

また、この公園は、先ほどお話のございましたとおり、現在維持管理等を真田地域自治センターで行っております。今後につきましては、園内の植栽等に関しまして、公園緑地課と協議、調整しながら、公園の有効活用の促進につながるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（尾島 勝君）古市議員の質問が終了しました。

、